

- 給与上手くんα Pro II VERSION:14.405
- 給与上手くんαクラウド Pro II・給与上手くんαクラウド SE Pro II VERSION:14.405

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 2024年6月10日付「給与処理d b表形式処理 不具合に関するお知らせ」についての修正

- 表形式処理プログラムにて、配偶者区分が「対象外」且つ源泉控除対象配偶者区分が「該当」の社員がいるデータを取り込むと、その社員の定額減税の減税対象者の数が1名少なく計算される不具合を修正しました。

- ・現象の発生する条件：配偶者区分が「対象外」且つ源泉控除対象配偶者区分が「該当」
「支給日が6月」の状態データ取込を実行

現象の例) 配偶者(対象外・該当)、子3人(全員減税対象)の社員

氏名・カナ(姓・名)	住所	生年月日	住所(住所1)	配偶者区分	源泉控除対象	源泉控除対象配偶者区分	所得見直し
配偶者 上本町 花子	上本町 花子	昭和55年05月05日	同上	対象外	該当	該当	
扶養1 上本町 一太郎	上本町 一太郎	平成15年06月05日	同上	対象外	非該当	非該当	
扶養2 上本町 二太郎	上本町 二太郎	平成20年02月02日	同上	対象外	非該当	非該当	
扶養3 上本町 三太郎	上本町 三太郎	平成22年02月02日	同上	対象外	非該当	非該当	

↓ 減税対象者の確認画面

個人コード	基準日	基準日	月次減税額の計算
000001	上本町 太郎		扶養等の数: 3, 減税額: 120,000

↓ 表形式データ取込を行った直後

個人コード	基準日	基準日	月次減税額の計算
000001	上本町 太郎		扶養等の数: 2, 減税額: 90,000

※配偶者以外の扶養親族がない場合には影響ありません。

社員登録を開いて OK で閉じると再計算がかり正しい人数が表示されます。

ご注意

6月に表形式データでやり取りを行ったマスターは、上記現象が発生している恐れがありますので、当プログラムをインストール後、**6月最初の支給日の状態で「登録・導入」→「マスター修復」を行い**、正しい人数と減税額が表示されます。

その際、所得税が変わってしまう可能性もございますので、マスター修復後は必ず金額のご確認をお願いいたします。

◆ 入力・出力／給与・賞与

➤ 基準日在職者の判定

- ・合計表処理月に乙欄だった社員について、基準日在職者であるのにも関わらず、初回減税月から翌月更新処理を行うと更新後の処理月で「減税対象者の確認画面」から削除され定額減税がされなかったのを修正しました。
- ・6月賞与が初回減税月となる会社で会社登録において賞与所得税 186 条を「手入力」で設定し、5月給与の支給がなく、6月賞与が支給される基準日在職者が「減税対象者の確認画面」で減税額が表示されず定額減税されていなかったのを修正しました。

➤ 6月支給日が存在しない場合の修正

- ・マスター内に会社支給日の6月支給日が存在しない場合に、定額減税が行われないのを修正しました。判定を、6月支給日の処理月があることまたは、6月1日以降の支給日があり6か月目の処理月がある場合、に変更しています。

例) 翌月支給で給与支給基準日が1日、休日振替区分を前日振替にしている

4月分5月支給 5/1(水)支給

5月分6月支給 6/1(土)のため、5/30(金)支給 6月支給日が存在しない状態

6月分7月支給 7/1(月)支給 定額減税初回月

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

以上